

1 2 3 4 5 6 7 8 9 2

官報附錄週報別刷

昭和十二年十一月九日印刷發行  
編輯者 情報委員會 東京市麹町區永田町會  
内閣總理大臣官舍内閣印刷局  
發行者 内閣印刷局 東京市麹町區大手町

週報

昭和十二年十月一 日第三種郵便物認可 (毎週二回水曜日發行) 第九號

昭和十二年十一月九日第三種郵便物認可 (毎週二回水曜日發行) 第九號

官報附錄

昭和十二年十一月九日第三種郵便物認可 (毎週二回水曜日發行) 第九號

申込所 定價

内閣印刷局發賣部 一ヶ年(前金) 五圓四十錢  
申込下さる。 (外國勢に依る地) 要不付送  
一ヶ年分未満酌送御希望の方は一部五錢の割合を以て前金を添へ御  
申込下さい。

内閣印刷局發賣部 申込九月内(九〇〇番  
東京市麹町区九三五) 申込九月内(九〇〇番  
東都書籍株式會社 東京市麹町区九三五) 申込九月内(九〇〇番  
最寄書店・駅賣店 東京市麹町区九三五)

○國際觀光事業の  
一般趨勢

○羊毛工業の現在と  
將來

(國際觀光局) (本音ノ大サハ國定規格AB判)

（商工省工務局）

（外務省情報部）

（國際時事解説）

日六十月二十年一十和昭

報 調

號 十 第

○對支文化事業の動向

## 週報既刊各號掲載事項

|                   |                      |                      |
|-------------------|----------------------|----------------------|
| ▽第一號              | ▽第五號                 | ▽第七號                 |
| ▼税制改革の要領          | ▼農村經濟更生と特別助成         | ▼航空國策に就て             |
| ▼西班牙内亂を繞る歐洲の政局(一) | ▼小學校教員俸給の道府縣負擔       | ▼思想犯保護觀察制度の實施        |
| ▽第二號              | ▼電力統制の必要性            | ▼危機を孕む中歐の情勢          |
| ▼觀艦式に就て           | ▼歐洲の政局——西班牙内亂を繞りて(二) | ▽第八號                 |
| ▽第三號              | ▼ベルギーの投じた歐洲平和への一波紋   | ▼國民健康保險制度の要旨         |
| ▼地方財政及税制改革        | ▼滿洲移民の現況と其の將來        | ▽第九號                 |
| ▼燃料國策に就て          | ▼海軍志願兵に就て            | ▼來年の豫算               |
| ▼支那は赤化し得るか        | ▼日獨防共協定の意義           | ▼我國の人口動態             |
| ▽第四號              | ▼陸軍軍備の本格的充實          | ▼獨逸の河川條項廢棄と特別汎米會議の開催 |
| ▼新議事堂の話           | ▼ルーズヴェルト大統領の再選       | が貿易                  |
| ▼金「ブロック」崩壊と我が貿易   |                      |                      |

政府の行はうとする政策の内容や意圖を廣く一般國民に傳へて其の正しい理解を求め、公正な輿論の聲を聞き、又法令の趣旨や内容の普及を圖り、其の他政府の各種機關に依つて得られる内外の情勢、經濟學技術等に關する資料を公表して、政府と一般國民との接觸を緊密にし、公明な政治の遂行に寄與しようとするものである。

國際觀光事業の一般趨勢……………國際觀光局(一)  
羊毛工業の現在と將來……………商工省工務局(二)

——(國際時事解説)——

對支文化事業の動向……………外務省情報部(三)  
最近公布の法令……………内閣官房總務課(四)

## 國際觀光事業の一 般趨勢

國際觀光局

## 一 そ の 指 標

世界大戦後特に歐洲諸國に於て急激なる發展を示した國際觀光事業が、國家國民の興隆に必要な事実は最近わが國にも大いに認められて來た。然しなほ人によつては、この事業をして單なる營利の手段とする狭い領域のものゝやうに考へる向きがないでもないが、旅行者を誘致してその利用する施設やサービスに対する正當な代價として、國民が利益を享け國家が國際收支の改善を圖らうとするのは、通商貿易と何等變るところがなく、國際觀光事業を「見えざる輸出」と稱する所以も亦こゝに在る。さりながら觀光事業が單なる經濟觀念のみに立脚するものと考へることも常らない。もうと高遠なる主義と理想がなければならぬ。それでなくてはこの事業を國家が國策として取扱ひ、國民が熱誠なる聲援を送る必要はないことになる。

然らばその指標は何であるか。

その一つは國際間に於ける平和と協調に貢獻すること、即ち外人の國內往來に依つて國民相互の理解と友好を増し、その眞の理解に依る國際親善の美しい實を結ばせようとするのである。

次にわが國情の正しい紹介に依つて國際的地位の向上を圖るにある。わが國は世界に誇る麗はしい

風景と共に、豊かなる藝術や輝かしい文化を有つてゐるのであるから、それを世界の隅々にまで顯揚して躍進日本の國際間に於ける地位を一層昂むべきである。それには觀光宣傳を通じてわが國の眞の姿を宣示すると共に、恰も大なる磁石が多くの鐵粉を吸引せる様に、わが國の麗はしい姿、強い力を誇りされて寄りつど人々を厚遇善導して、更に彼等の筆や口を通じてわが皇國の實情の正に斯くある事を知らしめなければならぬ。

この事業は更に國內產業を助長開發せしむべき使命を負担する。歐洲には「產業は旅行者に隨ふ」といふ言葉があるが、わが國は現に歐米に伍して優るとも劣らぬ近代產業を有して居るから、之を普く諸國に紹介し、わが商品の進路を開拓する上にもこの事業は大きな役割を有つてゐる。

更に又外客をしてわが充實せる國力とわが國民の平和を愛好する眞意を充分認識せしむることは、わが國に對する尊敬の念を生ぜしむるの結果となり、間接的には國防の使命をも果し得るものと云へよう。

その他なほ觀光事業の使命としては、文化交換の自然的躊躇として青少年をはじめ一般國民に智育、德育、體育を奨め、日本精神を基調とした高い國際的意識をも涵養すべく、かく觀光事業は數多くの指標を有ち、國家社會の利益と進歩の源泉となるものと謂ひ得るのである。

## 二 そ の 機 構

國際觀光事業がわが國の國策として認められたのは大正五年大隈内閣の經濟調査會を以て嚆矢とする。その後大正八年には第四十一議會に外客誘致に關する建議案が提出せられ大多數を以て可決された。爾來幾多の經緯を経て昭和四年濱口内閣成立と共にわが國の經濟を根本的に樹て直す目的のため國際貸借審議會を設け、國際貸借の改善に關する諸般の調査研究を行つたが、同會に於てはその改善の一方策として觀光事業を振興し觀光施設の整備充實を圖らんことを答申し、そのため政府部内に中央機關を設置し且その諸機關として官民合同の委員會を設けることとした。政府は茲に於て昭和五年四月勅令に依り國際觀光局を設けて之を鐵道大臣の管理に屬せしめ、更に同年七月國際觀光委員會を組織するに至つた。翌昭和六年十二月鐵道大臣は前記國際觀光委員會の答申に基いて、財團法人國際觀光協會を設置し海外觀光宣傳に關する事業を行はしむることとなり、その本部を鐵道省内に置き、宣傳事務所を先づ紐育に開いたが、その後業務の擴張と共に翌七年六月羅府に同様の事務所を設け、越えて柏林に於ける昭和十一年第十一回オリムピック大會を契機として巴里に對歐宣傳事務所を新設した。將來更に資金の充實を俟つて、東洋方面その他の要所にもこの種事務所を設置し得ることを待望してゐる。元來本協會設立の理由は、海外觀光宣傳のやうに廣範圍のものは獨り鐵道省のみの事業と考へられないものであるから、弘く官民一致して共同資金を公募し大規模に且恒久的に之を行はねばその目的を達成し得ないからである。

わが國の國際的觀光宣傳機構として舉ぐべきものには別に日本旅行協會がある。本協會の主なる事

業は、内外に張られた旅行斡旋網を通じて旅行者に案内その他各種の便宜を提供し、且内外交通機関並に宿泊慰樂機關の切符を代賣し、旅行保險、旅行小切手その他諸般の事務を取扱ふもので、その組織は營利を目的としない公益社團法人であり、業務上の所得は之を旅行斡旋の擴充と完璧とを期する手段に供するのである。

國際觀光協會と日本旅行協會との關係を専近の例を以て言へば、前者は海外觀光宣傳の働きをする車輪であり、後者は旅行者の斡旋をする車輪である。この兩輪の軸を取るもののが即ち國際觀光局でその目標を定めるものが國際觀光委員會であると云ふことが出来る。

國際觀光協會と日本旅行協會との關係を専近の例を以て言へば、前者は海外觀光宣傳の働きをする車輪であり、後者は旅行者の斡旋をする車輪である。この兩輪の軸を取るもののが即ち國際觀光局でその目標を定めるものが國際觀光委員會であると云ふことが出来る。

序でながら國內觀光機構に就て言及したい。わが國に於ける地方觀光機關は國際觀光局の創立以來急激に増加してその數は今や五百を超える盛況である。それ等の聯絡協調を圖るため、豫て日本觀光地聯合會が京都に結成せられたのであるが、状勢の進展につれて地方機關を大同團結せしむる必要を痛感するに至り、昭和十一年六月既述聯合會の解散を前提として新たに日本觀光聯盟を結成することとなり、同年十一月東京にその創立總會を開いた。新聯盟は鐵道省、內務省、文部省等關係各省を中心として全國約百五十の主なる觀光機關を網羅し、執行機關たる理事會を通じて統制と共に、決議機關たる總會乃至支部會を通じて聯盟全會員の總意を反映させ、更に役員制度を通じて道府縣を統制の一環と認めてゐる。その本部事務所は國際觀光局内に置かれてゐるが、この聯盟の會員全部が抱擁する觀光事業從事員は優に數十萬に達する状況で、之等多數の關係者が本聯盟に協力して至誠

「實以て觀光報國の實を擧ぐること、なれば事業將來の發展また期して俟つべきものがあらうと思ふ。

### 三 そ の 事 業

觀光事業の内容を大別すると (一)觀光宣傳 (二)觀光施設 (三)觀光客の接遇 となる。

(一) 觀光宣傳  
わが矜るべき風光、美術、習俗、傳統、制度、教育、產業等あらゆる優越性を海外に顯揚すると共に、正常なる宣傳活動を阻害すべき逆宣傳を防止し、以て外人渡來の増加を期し延いてわが國力、國情の理解を深からしむるため對外宣傳に力を盡さねばならぬこと勿論であつて、觀光事業の方面からは主として前述の國際觀光協會が當つてゐる。

宣傳の方法は誠に多岐多様であつて之を一々紹介することは困難であるが、國際觀光協會としては一ヶ年に略、百萬部の印刷物、七百組の映畫、四萬枚に上る寫眞印畫を海外に配給し、廣告、講演等各種の工作を行つてゐる。

### (二) 觀光施設

觀光施設を細別するとホテルその他の宿泊設備、觀光地及觀光經路の選定、その他の諸施設となる。特にわが國に於てはホテルの設備が乏しい憾みがあるので政府に於てもその獎勵功長を圖る必要

を認め、ホテルの建設改良に際しては低利資金融通の途が開かれてゐる。從來この低資本に依つて建設されたホテルは全國に十二ヶ所、改良されたものが一ヶ所である。そのほかにも内外の欲求に照應して著工又は増設を目論見つゝある近代的ホテルも既に數箇を届するから、將來の外客收容力については相當自信を有つてゐる。なほ外人に日本旅館の投宿を勧めることは前記ホテル問題解決の一助ともなり、又旅館業者自身に與へる利益も尠なからず、それと共に外人に對し本邦特有の文化習俗を理解せしむる利便があるので、國際觀光局としてもこの日本旅館の設備改造とサービスの向上並に外人利用の奨励策に就ては意を拂つてゐる。次に觀光地及觀光経路の選定は、地方の開發、觀光客の滞在期間延長策にも關聯し極めて必要な事であるから、國際觀光局内に觀光地調査會を設け専門家を委員として研究されてゐるが、最近北は北海道より南は九州に亘る國立公園十二ヶ所の指定が全部完了したから、將來その地域の施設計畫と相俟つて進捗の要あるものと考へられる。旅行経路の選定に至大の關係ある觀光道路は、產業道路と相並んで地方當局が主としてその開整修に孜めつゝある結果、漸次その面目を一新しつゝある。更に近來頓に増加した省營バス路線の選定に就ては國際觀光局は關係當局と協議の上觀光地の開發方面から考慮を加へてゐる。

なほその他の施設として運動慰樂の設備を充實することも亦斯業發展上必要なことであつて、ゴルフ場、テニスコート、プール、釣魚場等が次第に築造されてゐる。特に最近冬季運動としてスキーやスケート熱の勃興に伴ひ、その方面的設備も諸外國の例を參照して逐次改善せられつつあるが、それ

### 等施設の淨化策、美化運動も亦等閑に附し難き問題である。

#### (三) 觀光客の接遇

觀光客に対する接遇の向上改善は、海外に對する觀光宣傳の擴充並に國內に於ける觀光施設の整備と相俟つて三大綱領を成すものである。殊に接遇の改善には、宣傳設備の如く必ずしも多額の資金を要しないのであるから、前二者の及ばざるところは適正なる接遇に依つて之を補ひ得るものと考へられる。接遇の第一線に立つ者は旅行斡旋業者、ホテル業者、ガイド等であるが、之等の人達は觀光客に對し利便と快適とを與ふると共にわが國情文化の宣揚の上に直接關係を有するものである。特に既述の日本旅行協會は既に準國家機關としてこの方面的職能を剩すなく有つてゐるのであるから、これは將來十分保護發達を期さねばならない。觀光土産品の販賣も亦接遇の分野に於て重要な役割を有つ。わが國の生産品は歐米人とつて珍らしい物が多く價格も低廉であつて、その賣上は外人消費額の二割五分を占めてゐるから、經濟的に見ても忽諸に附せられない。

接遇の改善には別に一般國民に對して觀光觀念の普及を圖ることが必要である。第十一回オリンピック大會に於て、ドイツの當局は、「總てのドイツ人は世界の賓の接待者である」とか或は「窓には花を」など、云ふ標語を以て觀光觀念の普及、國土の美化運動に努めたさうであるが、来るべき紀元二千六百年に際しても、觀光事業の指導的精神を確立して國民の社會的訓練に資する必要があらうと思ふ。既述の通り觀光事業は國際收支の改善と國際親善の増進に貢獻するのほか、國民相互の理解促進に依

る恆久的平和の維持にまで寄與するものであり、又この事業を通じてわが國情を世界に宣揚し國利民福を齎らすものであるから、この趣旨を弘く一般に徹底せしむることはこの事業の大をなす所以である。この適正なる指導精神を基にして、はじめて觀光事業本來の宣傳設備及接遇がその完璧を得るものと信ずる。

#### 四 外人渡來の情況

わが國に渡來する外人數は茲兩三年間毎年二割以上の増加率を以て上昇し、昭和十年中は四萬一千六百二十九人を算した。この四萬有餘の數字は本邦に入國した外人數のみを示すもので、そのほかに世界一周觀光船に依る者二千七百、本邦各港に於ける一時寄港者十三萬二千七百及五十萬に上る船舶乗組員等があるが、之等は除外されてゐる。從つて觀光收入の立場から云へば單に四萬有餘の入國者だけを以て論することは當を得たものではない。之に觀光船客以下のものを算入しなければならぬし、更に外人の平均滞在日數をも考慮する必要がある。昭和十年中外人消費額は總計九千六百一萬九千圓、その中純粹の觀光客に依る收入は七千二十四萬二千圓と大藏省で査定せられてゐるが、今之を同年に於ける他の輸出品と比較して見るに、外人總消費額に於ては綿織物の四億九千萬圓、生絲の三億八千萬圓並に人紡織物の一億二千萬圓に次ぎ、觀光收入に於ては次位の紡織物七千七百萬圓に近づいてゐるやうな譯で、同年の國際收支改善の上に尠なからぬ貢獻を與へてゐる。

昭和十一年は入國外人の總數に於て前年より餘り著しい増加を示してゐない。然し本邦觀光を目的とする入國外人は依然として茲兩三年と略、同じやうな増加角度を以て昇騰してゐることは實質的に見て洵に欣快の至りであつて、特に滿洲國をはじめ東亞諸邦よりの來訪者が目立つて増加する傾向を看取されることは、觀光事業の觀點からは勿論また觀光國策の立場から考へても同慶に堪へない。

然らば將來の外人渡來豫想はどうであらうか。その一目標として先づ第一は紀元二千六百年たる来るべき昭和十五年であつて、それを記念するため萬國博覽會その他各種の國家的乃至國際的催が計畫せられてゐるほか、同年中は本邦に於て第十二回オリンピック大會が開催せられ又各種の國際會議その他も行はれ、觀光日本の萬華鏡が如實に展開される譯で、この年をわが觀光事業進歩の一段階となすことは、既に國民の意識となつてゐるが、果していくばくの外人が來朝するであらうかといふ段になると旅行専門家と雖も正確な判定を下し得ない。

今現有統計上から觀察すると、大正十年から昭和十年までの十五ヶ年間に於ける増加率は六十九パーセントであつて、年平均約五パーセントとなる。こゝで大正十年を基準としたのは同年は恰も世界大戰の影響から離脱して稍、平靜になつた時だからである。尤もこの十五ヶ年間に於ても來訪外人數には種々高低があるから、各種の方法を引用して推算するに、先づ昭和十五年中五萬三千人餘の外人を迎へることとなる。この數字は平年としての推算であるが、同年のあらゆる特殊事情を考察すれば、更にその五割以上を増加するものと見られる。但しこれは一年間を通じての豫想數であつて勿論

オリムピック自當のものが多數を占めることは疑ないが、萬國博の觀覽客及同年を期してわが國に開かるべき十指に餘る國際會議も亦注目に値する。現に噂に上つてゐるものだけでも、萬國議員會議—世界都市會議—萬國度量衡大會—萬國統計會議—國際ベン・クラブ大會—國際航空大會—禁酒大會—日曜學校大會—エスペラント大會—國際冷凍會議—東洋觀光會議等々で、まさに國際會議オン・パレードの盛況を呈してゐるが、それ等團體の迎接は手際良く行けば效果夥しいだけに、拙く行く場合の反響をもよく省察して、季節、交通、宿泊、旅客數量等より見て開催期日の鹽梅には深甚の考慮を要すると共に、今より各般の物的施設の充實を圖らねばならぬと信ずる。

### 五 將來の對處策

前にも述べたやうに觀光外人の本邦渡來數は、年と共に増加し國內旅行熱も亦勃興の機運にあつて觀光事業の前途は洋洋たるものであるが、特に来るべき紀元二千六百年は斯業發展の一段階として充分の期待をかけ得られ、それまでの三年間の活動は謂はゞ觀光日本完成の前奏曲を爲すものである。従つてその對處策は頗る廣汎であり一言能く盡すところではないが、假にオリムピックに就て云へば、この大會はその五輪の彩旗が象徴するやうに世界の隅々からあらゆる階級人士の參集を求めねばならず、その招請の役割は主催國たるわが日本の有能に信頼して委任されたのであるから、各般の有効適切なる方策を盡してオリムピヤの鐘を高らかに鳴らさねばならぬ。又紀元二千六百年全體を指標

としての設備に就て考へるときは、運動施設や運輸施設の整備は別として、道路、交通、衛生、宿泊、慰樂その他諸般の施設の改善充實を必要とし、その中には滯在療養に便するため溫泉ホテルの如きも考へられようし、日本旅館の改良も急速に促進されねばならぬ。又環境を選んで國際海水浴場の新設も望ましい。或は日本文化の宣揚のため博物館、美術館をはじめ研究上の觀覽諸施設の實現に努力すると共に、所在の名園寶物等の公開をも配慮する必要があらう。更に觀光事業將來の大計を期するためには、この事業の組織的研究を奨励して一層科學的に闡明すべき方策を講ぜねばなるまい。之等の點に關し論すべき點は多々あるがその詳細は之を他日の機會に譲ることとする。

### 満洲の標準時の改正

關東局管内及滿洲國內の標準時は從來東經百二十度の子午線の時に依ることになつて居たのであるが、これを内地同様東經百三十五度の子午線に依ることに改正すれば日滿標準時の統一を見る結果政治、經濟、交通、通信、運輸等諸般の點に於て相互の利益著しく増大し兩國の不可分關係を徹底強化せしめる所以となるに鑑み、明年一月一日よりこれを實施することと爲り、關東局に於ては本年八月六日告示を以てこれを公示し、滿洲國に於ても同日附これが改正勅令を發布した。其の實施の方法としては本年十一月三十一日午後十一時を以て改正標準時に依る明年一月一日午前零時とするのであって從つて今まで内地より一時間づつ遅れて居たのが此の時より同一の時間となるのである。

## 羊毛工業の現在と將來

商工省工務局

我國の羊毛工業は明治九年政府管理の下に千住製絨所が設立せられたのを嚆矢として爾來約六十年に近いが、其の間永い試練時代を経て今日の基礎を築くに至つたのである。斯業の發展の歴史は之を一言にして謂へば大體創業時代より日清、日露、歐洲大戰の各段階を経て其の度毎に發展して來たと謂へる。

而して羊毛工業は之を毛絲紡績工業と毛織物工業の二つに分ける事が出來、今之が最近の状勢を見る時何れも昭和六年の金輸出再禁止以來著しい發展を遂げ、毛絲紡績工業於てはトップ（羊毛と梳毛絲の中間製品）及毛絲の輸入を抑へ之が國內生産額は年々累増する一方の勢であり、毛織物工業に於てもサージ、羅紗、モスリン、著尺セル、毛布、フランネル等其の發達に消長或は程度の差はあるが、全體としては生産額増加し昭和十年に於ては三千三百萬圓の輸出を爲して居る状態である。即ち既に國內工業としての全面的完成時代から輸出工業への轉換時代を築き上げ、之が將來も長足の進歩伸張を見るべきは想像するに難くない所であつて、恐らく羊毛工業は今後綿工業と共に我國代表工業の雙璧となるであらうと思はれる。

今本邦羊毛工業の近況を數量的に見るならば左表の通りであつて、歐洲大戰當時は殆ど生産を見なかつたトップが昭和十年には約一億封度の國內生産を見るに至り輸入は皆無に近く、又大正三年には國內生産額九十一萬封度の毛絲が昭和十年には一億一千萬封度となり、大正三年には國內生産額四千萬圓の毛織物が昭和十年には約三億圓となる等何れも激増を示し、從來多額に上った輸入品を驅逐するに同時に、最近に於ては四千萬圓の輸出を爲して居る。而して之等羊毛工業の活況に伴ひ原毛の輸入額も大正三年の一千二百萬封度から昭和十年の二億四千萬封度と著しい増加振りを示して居る。（大正三年は歐洲大戰初期、大正十五年は毛絲、毛織物の關稅改正ありたる年、昭和六年は金輸出再禁止の時、昭和九、十年は最近二ヶ年と云ふ意味で採る。）

| 品名年別        | 生産額         |             |             | 輸入額         |             |             | 輸出額         |             |             |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|             | 數           | 量           | 價           | 數           | 量           | 價           | 數           | 量           | 價           |
| ト ッ プ       |             |             |             |             |             |             |             |             |             |
| 昭和十九年       | 大正九年        | 大正六年        | 大正五年        | 大正四年        | 大正三年        | 大正二年        | 大正一年        | 大正零年        | 大正零年        |
| 九、九四、〇九六    | 一、五、九、九、九、八 |
| 一、五、九、九、九、八 |
| 七、六、五、八七    | 六、五、七、四     |
| 九、三、三、三     | 一、一、一、一     |
|             |             |             |             |             |             |             |             |             |             |

來將と在現の業工毛羊

| 品名、年別  | 生産額          |             | 輸入額         |           | 輸出額       |           |
|--------|--------------|-------------|-------------|-----------|-----------|-----------|
|        | 数量           | 単價          | 数量          | 単價        | 数量        | 単價        |
| 毛絲     |              |             |             |           |           |           |
| 昭和十九年  | 九二一七九八       | 一三三四六八四     | 三一三七九一      | 四一四〇一七一   | 一一三六一四    | 二三五、一四九   |
| 昭和二十年  | 一七七三七六六      | 八一三一三三五     | 一、五五、三四〇    | 七七七一三一五   | 三四五、四〇三   | 四三七、九三六   |
| 昭和二十一年 | 四七〇五〇四八〇     | 一四二二一九〇     | 八、五五七、八〇五   | 九七六〇、四七一  | 三六七一九     | 五六七、一〇〇   |
| 昭和二十二年 | 七七五八六五八〇     | 九七三三九七八八    | 九四五、三二六     | 一三四二九四三三  | 六九一、三六〇   | 八六一、三六〇   |
| 昭和二十三年 | 一〇三一四五二九六    | 九七三三九七八八    | 九二一六四三      | 一七〇八八三〇   | 五八七〇三三    | 一三一、四六八三  |
| 昭和二十四年 | 二二二七七五、五一五   | 一九一、九八三、八九二 | 一〇七五九五〇     | 一九三〇、九四二  | 五二七七二四三   | 九六八、一〇一   |
| 昭和二十五年 | 一、六一、三三八、三八七 | 一〇五、二三一、三六三 | 一〇〇、三五、一五三  | 一九六、一七一   | 一九六、一七一   | 七四三、八七六   |
| 昭和二十六年 | 一、六一、三三八、三八七 | 一〇五、二三一、三六三 | 三一、一〇七〇、二六六 | 三、三一、一二七  | 三、三一、一二七  | 七四三、八七六   |
| 昭和二十七年 | 一、六一、三三八、三八七 | 一〇五、二三一、三六三 | 二九、二三四、二九九  | 一、九九、九七〇  | 一、九九、九七〇  | 一、九九、九七〇  |
| 昭和二十八年 | 一、六一、三三八、三八七 | 一〇五、二三一、三六三 | 六七五三、一九九    | 一、九九、九七〇  | 一、九九、九七〇  | 一、九九、九七〇  |
| 昭和二九年  | 一、六一、三三八、三八七 | 一〇五、二三一、三六三 | 三〇、四〇、六四八   | 三〇、四〇、六四八 | 三〇、四〇、六四八 | 三〇、四〇、六四八 |

## 原毛輸入額

| 年別   | 数量        |            | 價額 |   | 年別 |
|------|-----------|------------|----|---|----|
|      | 數         | 量          | 價  | 額 |    |
| 大正三年 | 一三五三五、三〇五 | 五一八九五、八八四  | 封度 |   |    |
| 大正四年 | 七〇、五〇、三〇〇 | 一〇六、五〇、三七四 | 封度 |   |    |
| 大正五年 | 七二四七四、二六六 | 六八〇一九、五八二  | 封度 |   |    |
| 昭和元年 |           |            |    |   |    |
| 昭和二年 |           |            |    |   |    |
| 昭和三年 |           |            |    |   |    |
| 昭和四年 |           |            |    |   |    |
| 昭和五年 |           |            |    |   |    |
| 昭和六年 |           |            |    |   |    |
| 昭和七年 |           |            |    |   |    |
| 昭和八年 |           |            |    |   |    |
| 昭和九年 |           |            |    |   |    |
| 昭和十年 |           |            |    |   |    |

(備考)  
一、トップ及毛糸の生産額は羊毛工業會統計年表に據る(但し毛糸生産額の中大正三年及大正九年は工場統計表に據る)。  
二、毛織物生産額は商工統計表に據る。

三、輸入額は全部大綿者外國貿易用表に據る。

(イ) 國内に羊毛の生産なく且取引市場の無いこと  
本邦に於ては從來綿羊の飼育獎勵を行つた事もあつたが、氣候、飼料其の他の關係で充分之が成  
功を得られなかつた。其の結果原毛の大部分は之を輸入に仰ぐの餘儀ない事情にあつた。而して此  
の點は棉花、バルブ等に於ても同様であるが、之等には季節關係なく周年購入し得るに引較べ、原  
因としては主として次の諸點を擧げ得るであらう。

以上は本邦羊毛工業の量的觀察であるが、次に之を質的に見るとして。本邦羊毛工業の發展は既  
に述べた様に最近に於ては相當目覺しいものがあるが、之を綿工業や新興工業たる人絹工業に比較す  
ると相當氷い歴史を有し乍ら、其の發達の歩みが些か鈍い感があるので否み得ない事であつて、其の  
原因としては主として次の諸點を擧げ得るであらう。

(イ) 國内に羊毛の生産なく且取引市場の無いこと

本邦に於ては從來綿羊の飼育獎勵を行つた事もあつたが、氣候、飼料其の他の關係で充分之が成  
功を得られなかつた。其の結果原毛の大部分は之を輸入に仰ぐの餘儀ない事情にあつた。而して此  
の點は棉花、バルブ等に於ても同様であるが、之等には季節關係なく周年購入し得るに引較べ、原  
因としては主として次の諸點を擧げ得るであらう。

毛の買付輸入は季節を制限せられて居るが爲、生産原價の大部分を原毛に依つて占めらるゝ、羊毛工業に在つては國內に取引市場の無い爲原毛高製品安の不安が常に附縛する事になるのである。

(口) 創業の當初に於て其の需要少なかつたこと

創業當初に於ては毛織物は一般に贅澤品視せられて居つた結果、主として軍綿に供せられ、一般の需要之に伴はず其の結果斯業の發達を或る程度抑止した事は否か難い事實である。

(ハ) 技術の發達が遅れてゐたこと

事業自體に不安定な處があると共に其の發展が前記の如く一般の需要に基かずして大部分戰争と云ふ滋養注射に依つて齎された關係上、經營が放漫に流れ易く、機械の銷却等も不充分な爲其の多くは舊式のものであり、技術の進歩も遅れ、羊毛工業を採算的に有利ならしむる所謂回収羊毛の充分なる利用の如きも最近迄行はれなかつた事實がある。固より原料たる回収羊毛の供給高が少なかつた事も其の一因ではあるが。

(二) 梳毛設備が久しい間存しなかつたこと

本邦に於て梳毛機が設備せられ原毛より一貫作業を爲すに至つたのは歐洲大戰中の事でありそれ迄は僅にトップ製造工程以後の設備を有して居つたに過ぎず、從つて斯業の發達は非常に遅れた。然し之等(イ)(ロ)(ハ)(ニ)の點は(イ)は別として大體最近に於ては解決された。即ち需要の問題に付ては品質の改良とも關聯するが、要するに次第に廉價に且優良なる製品を供給することに依り開發

された國內需要と金輸出再禁止に依る爲替安に後援せられた最近の海外需要とが羊毛製品に對する需要を悠久化して來たと共に、回収羊毛の利用も最近は相當多く行はれるに至り、又梳毛設備の點に付ては上述の如く既に大正の前期に於て解決された。其他技術の進歩、操作方法の改良に於ても見る可きものがあり、使用機械の如きも本邦機械工業の著しい發達と共に漸次國產品により改善せられつゝある。

羊毛工業としては今後更に經營の合理化に努むべきは勿論、進んでは技術の改良、作業の簡易化を圖り殊に雜種羊毛を利用する混毛技術の研究、或は毛織物の仕上方法の研究等に意を用ひ廉價且優秀なる製品を製造し本邦輸出貿易に資すべきである。併し乍ら斯業に關し最喫緊の事項は原料問題の解決であり、之はトップ、毛絲、毛織物の輸入を漸次防遏し更に海外市場の進出に邁進しつゝある我羊毛工業界にとつては最後に殘された問題であると謂つて差支へないであらう。

## 二 羊毛の原料資源の問題

羊毛輸入の分散に付ては原料國策を確立する爲にも將亦南阿、南米等よりの求償貿易の要求に應ずる爲にも今後は南阿、南米等の羊毛を相當輸入し濱洲羊毛に代用しなければならない。併し乍ら從來我國の羊毛工業は餘りに濱洲羊毛に依存し過ぎて居つて現在に於てもモスリン、セル等の梳毛織物の原料は殆ど濱洲産であり而も濱洲の中でもメリノ種に限られて居る狀態に在る。斯る我國羊毛工業の偏倚性より見て南阿羊毛は兎も角、南米、ニュージーランドの雜種羊毛を利用する爲には更に一層技術の研究改良を爲す事が目下の急務である。

次に羊毛原料の自給乃至代用品の生產に付て見るに第一には本邦及滿支に於ける綿羊飼育の問題がある。綿羊の飼育は現在では未だ殆ど採るに足らないが、内地、朝鮮殊に滿洲の綿羊增殖計畫が品質の改良と共に效果を收めるに至る時は相當量の供給が可能となるものと思料せらる。又滿蒙の羊毛は現在天津方面に集荷せられ、主として歐米方面へ輸出せられて居る様であるがこれが取引を本邦人の手に歸せしめ、綿羊の増殖及之が品質の向上と共に本邦工業の原料として利用を圖る必要がある。

第二にはステープルファイバーの生産である。ステープルファイバーは一見、白い羊毛の如く又棉花の如き形狀を爲して居る短い又は短くした纖維であつて、光澤稍強く（今日光棉とも呼稱せられて居る）羊毛、絹、綿等との混紡、混織に使用せられて居るが純然たるステープルファイバーのみの織物も量は少ないが市場に出て居り、更に明年以降になれば生产能力も一層擴大し品質も向上するであろう。ステープルファイバーの生産は人造綿絲、セロファン等と同じ原理の應用に依るものであるが、就中人絹の製造方法と酷似して居り、主たる原料は木材バルブで之に苛性曹達、二硫化炭素及良質の水が必要である。日本に於けるステープルファイバーは昭和四年（一九二九年）帝國人造絹糸株式會社に依つて試作的に製造せられたものが最初であると謂はれ、爾來日東紡、新興人絹等に依つて製造が開始せられ、今日に於ては生産者數二十二を算へ本年の生産高は約二萬五千噸に達するものと謂はれて居る。最近に於けるステープルファイバーの生産及生産者狀況を示せば次の通りである。

| ステープルファイバー生産高 |      | ステープルファイバー生産者數 |    |
|---------------|------|----------------|----|
| 昭和八年          | 不詳   | 昭和九年           | 八  |
| 昭和九年          | 二三四一 | 昭和十年           | 二十 |
| 昭和十年          | 二九四八 | 昭和十一年（六月末現在）   | 二三 |

ステープルファイバーの今後に付ては（一）耐久性（二）保溫性（三）水分吸收の防止（四）皺の寄らぬ仕上（五）他纖維と混紡、混織した際に於ける染色技術の問題がある。而してステープルファイバーは獨自の用途があると共に羊毛、綿、絹と混紡して使用せられるものであつて單に羊毛の代替にのみ使用される譯には行かぬし、又全然羊毛に取つて代り得るものでもなく、ステープルファイバー織物を使用する事や羊毛との混紡、混織に依つて國內原料資源に乏しい羊毛の使用を或る程度節約す

るのである。將來技術の進歩に依つてステープルファイバーの生産費が相當程度引下げられる事にはれば半毛よりも棉花の代用纖維として大いに意義があると見られて居る。

併し乍ら、ステープルファイバーの主要原料はバルブであるからステープルファイバー工業を確立する爲にはバルブ及バルブの原料たる木材の供給問題を考へなければならない譯である。我國バルブの需給状況は大要左の如くである。

#### バルブ生産高(括弧内は推定數量)

| 年次                 | 製紙用       |         | 人絹用<br>(セロファン用ヲ含ム) | 計         |
|--------------------|-----------|---------|--------------------|-----------|
|                    | メカニカル     | サルファイト  |                    |           |
| 昭和八年               | 三五七、〇〇〇   | 三五〇、〇〇〇 | 七、〇〇〇              | 七一四、〇〇〇   |
| 昭和九年               | 三九七、〇〇〇   | 三九六、〇〇〇 | 一七、〇〇〇             | 八一〇、〇〇〇   |
| 昭和十年               | (三六四、〇〇〇) | 四〇九、〇〇〇 | 三六、〇〇〇             | (八〇九、〇〇〇) |
| パルブ輸入高             | 一〇〇、〇〇〇   | 九〇、〇〇〇  | 一一〇、〇〇〇            | 二二五、〇〇〇   |
| 人絹用<br>(セロファン用ヲ含ム) | 六〇、〇〇〇    | 一〇七、〇〇〇 | 八七四、〇〇〇            | 一六〇、〇〇〇   |
| 計                  | 一四六、〇〇〇   | 一二八、〇〇〇 | 二七四、〇〇〇            | 四七四、〇〇〇   |

#### 號十第報週

#### 來將と在現の業工毛革

21

| 年次                 | バルブ需要高  |          | 計       |
|--------------------|---------|----------|---------|
|                    | 製紙用     | 人絹用      |         |
| 昭和八年               | 八〇七、〇〇〇 | 六七、〇〇〇   | 八七四、〇〇〇 |
| 昭和九年               | 九一八、〇〇〇 | 一〇七、〇〇〇  | 一一〇、〇〇〇 |
| 昭和十年               | 九一九、〇〇〇 | 一六四、〇〇〇  | 二一〇、〇〇〇 |
| 人絹用<br>(セロファン用ヲ含ム) | 九〇、〇〇〇  | 一〇八三、〇〇〇 | 二二五、〇〇〇 |
| 計                  | 一三五、〇〇〇 | 二七四、〇〇〇  | 四七四、〇〇〇 |

#### バルブ原木消費高

| 年次   | バルブ原木消費高 |         | 計     |
|------|----------|---------|-------|
|      | 内地(北海道材) | 外地(樟太材) |       |
| 昭和八年 | 一、四〇〇    | 一、七〇〇   | 二、一〇〇 |
| 昭和九年 | 一、四〇〇    | 一、七〇〇   | 二、一〇〇 |
| 昭和十年 | 一、七〇〇    | 一、七〇〇   | 二、四〇〇 |

(備考) 樟太に於ける針葉樹蓄積量約五億石

滿洲に於ける針葉樹蓄積量約六十億石

右の内地樟太が人絹、ステープルファイバー、セロファンの原料となるのであるが、本邦バルブ需要高の内ステープルファイバーの製造に使用せらるゝ額は昭和十年に於て左の如くであらうと推定せられる。

| 用途別バルブ需要高   |             |
|-------------|-------------|
| 用<br>途<br>別 | 需<br>要<br>高 |
| 人<br>絹<br>用 | 一〇五、〇〇〇     |
| ステープルファイバー用 | 四、〇〇〇       |
| 計           | 一一九、〇〇〇     |
| 用<br>途<br>別 | 需<br>要<br>高 |
| セロファン用      | 五五、〇〇〇      |
| 計           | 一六四、〇〇〇     |

而して近き將來に於て更に人絹、ステープルファイバーの需要増加から人絹用バルブの需要高は年二十萬乃至二十五萬挺に達するに至るであらうと思はれるが、右バルブの自給方に付ては、本邦に於ける森林資源の開發には限度があるから、主として満洲に於けるバルブの生産が期待せらるゝと共に稻葉其の他よりの人絹用バルブ製造の研究、牛乳、大豆等カゼインよりのステープルファイバー製造等の研究が更に進められなければならない。

第三に原料の可及的自給に關し考へられるのは回収羊毛の利用、即ち毛織襪襪、毛唇等の利用であつて、此の點に付ては英國の如きも苦心して相當の成績を挙げて居るが、我國としても今後は紡毛技術の進歩と共に之が利用に付大いに考慮を拂ふ必要がある。我國に於て何の程度の羊毛の回収が可能であるかは明確でないが英國が消費羊毛の一六%を回収して居ることから見れば努力の如何に依つては羊毛の自給上大いに裨益する所があらう。

## 對支文化事業の動向

外務省情報部

日支兩國は相隣して居り、互に相離るべからざる關係にある事は今更贅言を要せぬ所である。古來三千年兩國民は相交通し、兩國々民生活は精神的にも、物質的にも、謂は「其の凡ゆる方面に於て意識的に又無意識的に相互に影響し合つて來たのである。日支兩國乃至日支兩國民は斯の如く相互に密接な關係にあるのであるが、世界の大勢を視るとき日支兩國は東亞に地を占むる邦として相提携すべき地位にある事が一層痛感せられる。我等の先覺者も、新支那の創建者孫文も、均しく兩國提携の緊要を諫得して居つた。兩國は更に經濟的方面より考察するも其存共榮の關係にある。然るに拘らず兩國間に時に紛議を見るは、一には兩國が相隣し國民の往來交渉等が頻繁で事端を生ずる機會も自然と多いからで、已むを得ぬことであるかも知れぬが、大局より見るとき、日支兩國及兩國民は相離るべからざる隣人であり、其存の爲其榮の爲相提携して行くべき友邦であり、友人たる宿命を負ふものである。

今から十數年前帝國政府が對支文化事業に乗り出し、外務省に文化事業部が設けられたのも日支兩

國民の接觸の所産である東方文化を組織的に研究し、之を發揚し、以て世界の文運に寄與すると共に、日支兩國民の精神的聯繫を新たにし兩國民の相互理解を進むるを根基とするもので、支那に於ける教育、學藝、衛生、救恤其の他文化の助長に資する事業の助成、留日支那學生の奨學援助等を行ひ、日支共榮の一途たらしむるにあつた。爾來右精神に基き支那に於ける大中學及學會等に書籍、器械類

其の他の教育資料を寄贈し、又支那人學生及支那に於て活動すべき邦人養成の學校を經營する東亞同文會の事業を援助し、更に支那に於て醫療濟民の人道的精祿を以て醫院を經營する同仁會の事業に補助をなし、又留日支那學生の勉學の爲諸種の援助をなし來つた。昭和六年夏楊子江流域水害の爲災害地域出身の留學生中、學費を絶たれ廢學歸國の餘儀なきに至つた者に對して、臨時に學費を補給したのも其の一著例である。更に日支兩國にとり有益な學者の研究の助成にも努めて來た。

一昨年頃より北支那に於ける農村は水害、旱魃、現銀の都會集中等の爲著しく疲弊し之が救濟の急務なることが叫ばれた。支那當局に於ても事態を重視し、農村の救濟及更生に熱心に努めて居るが、我國としても其存其榮の立場より隣邦の此の事態に對しては重大な關心を有する次第で、文化事業部は其の設置の精神に鑑み、天津地方及山東省内外に農事試驗場を新設して、最近發達して來た日本の農業科學及技術を應用して諸種農產物の改良及增產の實驗を行ひ以て支那側農村更生に對し學術的技術的方面より援助をすることとなつた。支那に於ても從來歐米人技術家を聘したりなどして農事改良に努めて居るやうであるが、支那は日本と同様集約的な農耕を行つて居るので、歐米殊に米國式農法の直接採用の可否が最近支那農業技術家の間でも疑問視されて來たとのことで、日本農業技術家經營の農事試驗場新設の企ては誠に時宜に適したものであると云へよう。新設農事試驗場は農事指導員の養成にも當り、又試驗場附近の農民の來つて質問する者あれば、欣んで手を取つて教へる等、支那農民との渾一な融合の實現を其の使命として居り、支那側農業技術家との密接な連絡は固より之に努めて居るのである。今回の試みは物的に、延いては精神的に即ち直接に日支其榮を具現して行かうとする

もので、徒らなる口頭禪とは異なる力強い仕事であり、支那當局も其の指導的精神に對しては全然異存ない許りでなく欣んで迎へること、信ずる。

支那農村の更生は隣邦の治安の安定に資し、其の招來する購買力の増加は日支兩國間貿易伸張の一功となるが、殊に棉花の改良増產の如きは支那政府に於ても夙に獎勵して居る所で、棉花栽培は農民の收益の增加を齎らすと共に日本の紡績業者の需要に應ずる所以で日支の其榮の例之より明瞭なものはない。本邦内に北支那の棉花栽培を獎勵すべしとの論をなす者多きを見て、隣國人士中には例の疑心暗鬼から、日本は棉花侵略を企てると唱へて居る者があるとのことであるが謬見之より甚だしきはない。山東省では今より十數年前本邦棉花商和順泰が米棉種子を農民に配給し、最近では日支棉花商及紡績業者よリ成る山東棉花改良協會が毎年米棉種子を無償で配布して居るが、本年秋同省奥地の棉花栽培狀況を視察に行つた者の談に依れば、農民から「之は日本の業者から賣つた種子で出來た棉だ」と云々に澤山とれた」と云うて大いに歓迎されたとのことである。農事試驗場で働く技術家は内地農學界の最高權威者の推薦で、各方面の新進の人材を以て大體陣容整ひ、設置の精神を體しつゝ、來年の播種期より大いに活動する等であるが、育種、土壤肥料、害蟲驅除、栽培法改良等各事項について研究實驗を進める等である。

農事改良は農村經濟の改善を齎らし、延いては一般經濟の發展に資するものであるが、經濟開發の諸要因の基礎的調査も亦忽せにすべからざるものであることを申す迄もない。文化事業部に於ては上記農事試驗場設置と併行して華北農業科學研究所を設け農業を中心として之に關聯ある諸部門の専門家をして諸種の調査を擔當せしむることとした。既に羊毛、獸疫等に付ては權威ある専門家が實地踏査

に從事して居るが、從來よく見るところの鐵道沿線のみに限られた様な皮相的視察は他迄之を排する  
建前で、凡ゆる不便を忍び、奥地迄分け入り實地に隣邦の人民に、其の生活に、其の土地に接して、眞  
の姿を捉へると云ふ態度で調査して居る。地域的には狹小なりとも、精密な且實際に觸れた調査を得  
るのを目的とし之を段々と他地域へ進め行く者である。一人でも支那農民の眞の姿を知り、之を理解  
する者が増えること丈でも此の調査は意義がある。獸疫調査などは血清を携へて行き、病畜を見れ  
ば進んで治療してやると云ふ様なやり方である。獸疫の問題を取り上げるのは一見偏して居る様であ  
るが、支那農業は家畜を使用するを常として居るし、羊毛の問題にしても羊の病疫防止を除外視するを  
得ないのである。羊毛は日本の工業の原料であり、日支共榮の一例たるべきものであるが支那羊毛中  
直ちに日本に於て日本羊毛工業に利用し得ると云ふ部分は甚だ少いので、其の改良、並に在來毛の如何  
なるものを如何にせば利用し得て、其榮の實を擧げ得るかの二點を併せ研究すべきものとし先づ第二  
點に付き調査を進めて居る。其の外農業改良に必要な水利や土質や或は農業の經濟、農村機構の問題  
等其の他調査すべき事項は山程あるのであるが、經費の制限があるので漸を逐うて進ひの外ない。

華北産業科學研究所の經費は本年度以降三年間、年度割で約二十餘萬圓で、此の中には創設關係の  
諸費用をも含んで居る爲事業費は充分でないが、成るべく事業本位に經營する方針で、研究室及事務  
室も差當り青島の元同仁醫院使用の建物に手入れして之を使用することとした。關係官廳及諸機關とは  
緊密に連絡し人的に物的に助力を得て能率を擧げて行く方針である。研究所は草創の際で陣容並に  
事業の内容は大體のところが決つた程度であるが、日支經濟提携の具體化の度合に應じ、研究所の事

業も促進せらるゝことになるであらう。唯今は農業方面の諸研究、調査及新設農事試驗場の統轄に當  
るべき農業部とその他の經濟部門の調査を所管する經濟調査部との二に分れて居る。研究所の事業は  
地域的には北支那全般を對象として居るが、差當りは河北、山東に集中する。蓋し兩省の經濟發展は  
最も速に達せらるゝと認められ、從つて日支共榮も先づ兩省との關係を深むるに出发すべきものと考  
へらるゝからである。研究所の事業は要するに北支の經濟發展の基礎を築くに貢獻すると云ふ精神と、  
右經濟發展に依り自支兩國民が層々切實に相結んで行くのに寄與するとの精神に基くものである。  
尙文化事業部より助成を受けて、支那に關する自然科學的研究に從事して居る上海の自然科學研究所  
は、華北産業科學研究所の事業に對し其の所員、機械、設備等を以て出來得る限り、助力することを  
技術に關する日本の學者の學術的著述及專門雜誌等を備へ、支那の學生識者の閑覽に供し以て支那の經  
濟開發に對する一助たらんことを其の使命として居る。

斯の如く文化事業部は日支兩國及兩國民の共榮を如實に感得し得且之を具現する方面に今後益々力を  
を注ぐこととなつた。之は對支文化事業に於ける一大進展だと云ふ聲を聞くが、文化事業部としては  
終始一貫東亞に國を樹つる邦として日支の共榮提携を實現強化するのを指導精神として來たので、  
倘、北支の情勢に應じて其の精神の具體化を計つたに過ぎないのである。今後は一面に於て經濟方面  
よりする兩國々民の相互理解及精神的結合の達成を所期すると共に新らしき時代、新らしき世界の情  
勢に對し、東亞の二邦の精神的發揚たるべき新指導精神、新主義の創造擴充にも努める筈である。



## ○朝鮮總督府部内臨時職員設置制中改正ノ件

(勅令第4百33号)

朝鮮總督府保護觀察所に關する事務を掌らしむる爲朝鮮總督府に事務官一人及屬二人を、又高等警察に關する事務に從事せしむる爲道に警部補三人を増員するものであつて十二月二十一日より施行せられる。

## ○朝鮮總督府保護觀察所官制

(勅令第4百33号)

## ○高等官等懲給令中改正ノ件

(勅令第4百33号)

## ○朝鮮總督府保護觀察審査會官制

(勅令第4百34号)

治安維持法の罪を犯し起訴猶豫の處分若は刑の執行猶豫の言渡を受け又は刑の執行を終り若是假出獄を許されたる者を保護して更に犯を犯すの危険を防止する爲義に公布せられたる思想犯保護觀察法と略同内容を有する朝鮮思想犯保護觀察令(制令)が施行せらるゝことになつたので、之に伴ひ思想犯の保護觀察に關する事務を掌らしむる爲、朝鮮總督の管轄に屬する朝鮮總督府保護觀察所を設置せられるもので、其の職員として所長(輔導官)とて所長(輔導官)及び委任たる保護司、書記が置かれてゐる。之に伴つて輔導官及び委任たる保護司の官等俸給である。之に伴つて輔導官及び委任たる保護司の官等俸給である。

## ○貴族院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百35号)

## ○衆議院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百36号)

## ○貴族院衆議院守衛定員及給與令中改正ノ件

(勅令第4百37号)

## ○貴族院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百38号)

## ○衆議院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○貴族院衆議院守衛定員及給與令中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○貴族院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○衆議院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○貴族院衆議院守衛定員及給與令中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○貴族院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○衆議院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○貴族院衆議院守衛定員及給與令中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○貴族院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○衆議院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○貴族院衆議院守衛定員及給與令中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○貴族院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○衆議院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○貴族院衆議院守衛定員及給與令中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○貴族院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○衆議院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○貴族院衆議院守衛定員及給與令中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○貴族院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○衆議院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○貴族院衆議院守衛定員及給與令中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○貴族院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○衆議院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○貴族院衆議院守衛定員及給與令中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○貴族院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○衆議院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○貴族院衆議院守衛定員及給與令中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○貴族院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○衆議院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○貴族院衆議院守衛定員及給與令中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○貴族院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○衆議院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○貴族院衆議院守衛定員及給與令中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○貴族院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○衆議院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○貴族院衆議院守衛定員及給與令中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○貴族院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○衆議院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○貴族院衆議院守衛定員及給與令中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○貴族院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○衆議院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○貴族院衆議院守衛定員及給與令中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○貴族院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○衆議院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○貴族院衆議院守衛定員及給與令中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○貴族院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○衆議院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○貴族院衆議院守衛定員及給與令中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○貴族院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○衆議院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○貴族院衆議院守衛定員及給與令中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○貴族院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○衆議院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○貴族院衆議院守衛定員及給與令中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○貴族院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○衆議院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○貴族院衆議院守衛定員及給與令中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○貴族院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○衆議院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○貴族院衆議院守衛定員及給與令中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○貴族院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○衆議院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○貴族院衆議院守衛定員及給與令中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○貴族院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○衆議院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○貴族院衆議院守衛定員及給與令中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○貴族院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○衆議院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○貴族院衆議院守衛定員及給與令中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○貴族院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○衆議院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○貴族院衆議院守衛定員及給與令中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○貴族院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○衆議院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○貴族院衆議院守衛定員及給與令中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○貴族院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○衆議院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○貴族院衆議院守衛定員及給與令中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○貴族院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○衆議院事務官制中改正ノ件

(勅令第4百39号)

## ○貴族院衆議院守衛定員及給與令中改正ノ件

昭和十二年十一月二日

**週報**

號一十  
官報附錄

昭和十二年十一月二日第三種郵便物認可  
昭和十二年十一月十六日第一種郵便物認可  
（每週一回水曜日發行）第十一號

官報附錄週報別刷

| 所 込 申  |  | 定 價 |  |
|--|--|-----|--|
| 内閣印刷局發賣掛<br>電話九一内閣三五一一九〇〇番<br>振替東京一九〇〇番                  | 一部<br>一ヶ年前金 二四四十錢<br>（外國郵便に依る地）<br>（域は三兩四十錢）要不料送 |     |  |
| 全國各地官報販賣所<br>東都書籍株式會社<br>最寄書店・書賣店<br>東京市神田萬葉町ノ三<br>九三五〇番 | 一部<br>一ヶ年分未滿配送御希望の方は一部五錢の割合を以て前金を添へ御申込み下さい。      |     |  |

（大藏省銀行局）

（社 會 局）

（本書ノ大字ハ固定規格A5判）

五 錢

— 將來は如何なるか —

○ 金融機關を語る

○ 退職積立金及退職手當法の施行に就て

○ 國際問題化した

資源及植民地の再分配

（外務省情報部）

日三十二月二十年一十和昭